

学校再開に伴う部活動の取扱いに関するガイドライン

令和2年5月20日

うきは市立浮羽中学校

新型コロナウイルス感染症対策に対応した部活動運営を当面の間、実施していく必要性から次に挙げる留意点について、学校全体で共通理解を図ることを目的とする。

- 1 分散登校期間中の部活動は実施しないこと。
- 2 5月27日（水）から5月29日（金）の登校期間中の部活動は実施しないこと。
- 3 6月1日（月）以降の部活動は実施できる。実施の際は当面の間、下記の部活動計画を遵守すること。（※5月30日・31日は部活動できない。）

記

【部活動計画】 ※具体的な留意事項は別に記載する。

- ①始業時間前（朝練）の活動は中止する。
- ②平日の放課後は1週間につき1日の活動を中止し、「ノー部活動デー」を設ける。
- ③平日の放課後の活動時間は60分間程度とする。
- ④休日の部活動は連続する土曜日と日曜日のどちらか1日の活動とする。祝日等も含む連続する休日は活動日が連休日数の半数日を超えないこと。
（3連休は2日間できない。4連休は2日間できる。）
- ⑤休日の活動時間は180分間以内とする。
- ⑥平日・休日とも活動場所は中学校内とする。部室内での更衣は極力避けられるように工夫する。部室内や倉庫からの用具の取り出し・返却は速やかに行うように指導する。

※部員へ周知の為に5月29日（金）放課後に部活動別に部活動顧問が事前指導を行うこと。（事前指導内容：活動の有無、持参品、活動場所、部室の使用の可否等）

4 中学校体育連盟主催大会・中学校文化部関係主催発表会等の主催・参加は該当する組織・機関の決定に則る。

※以下「中学校体育連盟主催大会・中学校文化部関係主催発表会等」は「中体連大会等」という。

5 練習試合等（カップ戦、発表会、地域イベント等含む）の主催・参加と他校との合同練習等の活動については下記の理由により6月5日（金）頃にガイドラインを追加して提示する。ガイドラインが追加提示されるまでは主催・参加をしないこと。

※以下「練習試合等（カップ戦、発表会、地域イベント等含む）、他校との合同練習等」は「練習試合等」という。

記

【練習試合等のガイドラインの後日提示の理由】

- ①緊急事態宣言解除後の本市と近隣市町村の新型コロナウイルス感染症に係る状況や近隣市町村の中学校の練習試合等の主催・参加の状況を踏まえる。
- ②中学校体育連盟大会・中学校文化部関係発表会等の開催の有無等の決定内容と関連付ける。
- ③再開後の部員の体力・技術等の回復状況を確認する。

学校再開に伴う部活動の取扱いに関するガイドライン（追加）

令和2年5月28日

うきは市立浮羽中学校

1 当面の間、練習試合等の計画は下記の通りとする。

※練習試合等とは「カップ戦、発表会、地域イベント等、他校との合同練習等」。

記

【練習試合等計画】

① 6月13日(土)以降に主催・参加できる。

※主催⇒自分の学校が計画した練習試合等 ※参加⇒他校等が計画した練習試合等
(以下の②～⑥は主催する場合)

②練習試合等を主催する場合は生徒本人と保護者の意向を十分に確認し、同意を得ることに加えて参加を依頼する中学校等の状況を把握し、参加了承を一層丁寧に得た上で計画すること。

③練習試合等の時間は1日あたり最大300分程度とすることが望ましい。

④練習試合等を主催する会場は原則、うきは市内とする。

⑤練習試合等を主催する日数は連続する土曜日と日曜日のどちらか1日とする。祝日等も含む連続する休日は活動日が連休日数の半数日を超えないこと。

※3連休は2日間できない。4連休は2日間できる。

⑥練習試合等の依頼をする学校・チーム等は近隣地区を原則とする。

(以下の⑦～⑩は参加する場合)

⑦練習試合等の参加は生徒本人と保護者の意向を十分に確認し、同意を得ること。

⑧練習試合等の参加活動日数・活動時間等は主催者側の実施要項等に合わせる。

⑨練習試合等の参加日数は主催者側の実施要項等に合わせるが、連続する土曜日と日曜日の場合は2日間の参加、祝日等も含む連続する休日は連休日数の半数日を超えた参加場合は、別日に適切な休養日を設定することとする。

※3連休は1日間、4連休は2日間までの参加が望ましい。

⑩練習試合等の参加地は近隣地区を原則とする。

○中学校体育連盟主催大会・中学校文化部関係主催発表会等については以下の通り。

うきは市立浮羽中学校の「学校再開後における部活動のガイドラインの項目4」の通り、該当する組織・機関の決定した大会要項・実施要項等に則り主催・参加する。

学校再開に伴う部活動の取扱いに関する具体的な留意事項

(・学校での部活動 ・練習試合等 ・中体連大会等)

1 活動計画について

○現在の状況の中で

○当面の間

※状況変化、時間経過で内容変更あり。

(1)参加を強制しない。

(2)体力・技術等の低下が考えられるので心身に過度の負担がかかる活動を避け、段階的な指導計画を立てること。

(3)不適と判断した活動は躊躇なく変更・中止をすること。

2 活動実施について

(1)顧問の直接指導の下に活動を行うことを徹底すること。顧問の直接指導ができない時間帯が急に発生した場合は他の顧問等に指導を依頼すること。他の顧問に依頼できない場合は活動を一時停止するか終了させること。

【活動前】

(2)健康観察を十分に行うこと。気になる生徒は体温測定などの措置をとること。

(3)体調がすぐれない生徒は速やかに下校させること。その際、状況に応じて保護者との連絡をとること。

【活動中】

(4)「三密」の条件が同時に重なることを避けることはもちろんのこと、1つ1つの条件が発生しないように配慮した内容や方法等で活動すること。

①屋外で実施することが望ましい。

②活動場所ごとに人数を減らす工夫をすること。

◇例えば

・浮羽中学校武道場・卓球場は同じ室内なので、男子卓球部と女子卓球部の卓球場での練習を日替わり又は時間を二つに分けて行う。

・ひとつの部を3グループ分け3か所の活動場所で活動を行う。

③体育館や屋内で実施する活動は多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動・声だし活動などは絶対に避けること。

④呼気が激しくなる運動のときは生徒間の距離を保つこと。

⑤近距離で組み合ったり身体接触が多い活動、向かい合って発声したりする活動は活動内容を工夫すること。

⑥屋内ではこまめな換気を徹底すること。

(5)活動中はこまめな休憩を挟み、その都度、手洗いをするように指導すること。

(6)活動状況に応じて適切にマスクを着用させること。

(7)活動項目毎に活動内容を生徒に説明し理解させた上で実施すること。納得ができない生徒は無理に活動させないこと。

【活動に係る事項】

(8)給水用のチームボトルやコップ、タオル等は絶対に共有しないこと。

(9)器具や用具の短時間・短期間の共有を避けるように指導すること。

(10)器具や用具の短時間・短期間の共有をやむを得ず避けられない場合はこまめに消毒等の処置又は手洗いをすること。

(11)生徒が頻繁に手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）はこまめに消毒等の処置をすること。

(12)通常、屋外で活動している部活動は雨天時等に校舎内の廊下等での活動を可能とする。その際は留意事項等を再確認すること。

3 その他

(1)下校時の服装は部活動時の服装を推進する。

(2)マスク、使用済みマスクを入れるビニール袋等、タオル・ハンカチ、水筒等の持参を徹底させること。

(3)学校設置の冷水器は熱中症予防の為に必要な生徒は水筒補給に利用する。直接の飲水のときは衛生面に配慮して使用すること。

(4)部室での更衣は極力避けるように工夫すること。部室や倉庫等からの用具の取り出し・返却は速やかに行わせること。

(5)学校での部活動については、適宜、校内等で関係会議を設定し、活動内容・方法や生徒の状況、保護者の意向等を交流し、活動内容・方法の改善を図る協議を行うこと。

うきは市立小・中学校における働き方改革及び部活動に係わる指針

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

新型コロナウイルス感染症に対応した教育活動再開の再開に関する Q&A

(文科省初中局健康教育課5月13日付事務連絡)

学校再開後における部活動の留意事項について

(県教育庁体ス健康課5月15日通知)

以上を参考に地域の状況等を踏まえ作成

令和2年5月28日

うきは市立浮羽中学校